

(案)

情報セキュリティ報告書専門委員会の設置について

平成21年 月 日

情報セキュリティ政策会議決定

- 1 情報セキュリティ政策会議（以下「政策会議」という。）における当面の審議の充実に資するため、政策会議に、特定の事項の調査検討を行う専門委員会として、情報セキュリティ報告書専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
- 2 専門委員会は、政府機関の情報セキュリティ報告書作成のためのガイドラインの策定、情報セキュリティ報告書の定量的評価等の手法等に係る事項について調査検討を行う。
- 3 専門委員会の委員は、2に掲げる事項について優れた見識を有する者であって政策会議の議長が委嘱した者とする。
- 4 専門委員会の委員長は、その委員の互選により決する。
- 5 専門委員会の委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の委員以外の者に対し、専門委員会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 専門委員会の庶務は、警察庁、総務省、経済産業省及び防衛省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各号に掲げるもののほか、専門委員会の運営に関する事項その他必要な事項は専門委員会の委員長が定める。

附 則

政府機関評価指標専門委員会は、廃止する。